

事務連絡
令和元年12月9日

各都道府県・指定都市行政改革担当課
各都道府県・指定都市公立大学担当課
各都道府県・指定都市公営企業担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県・指定都市議会事務局

御中

総務省自治行政局行政経営支援室

地方独立行政法人の不要財産納付時における定款変更の手続について

令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方独立行政法人の不要財産納付時の定款変更の手続に係る事務負担の軽減等について、提案がありました。

地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号。以下「法」という。）第42条の2第5項に基づく不要財産の納付に係る議会の議決及び当該不要財産納付時における同法第8条第2項に基づく定款の変更に係る議会の議決については、既に多くの団体において、互いに関連するものとして、両議案を同時に提出する運用が行われているところですが、上記提案が提出されたことを踏まえ、その取扱いについて、別紙のとおり周知します。

各地方公共団体におかれては、別紙を踏まえ、その円滑な運用に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

(別紙)

問 法第42条の2第5項に規定する不要財産の納付に伴い、地方独立行政法人の定款の別表を変更するが、不要財産納付の議案と定款別表の変更の議案を、同時に提出することは可能か。

答 各団体の判断により、両議案を同時に提出することについて問題はないと考える。ただし、定款変更の施行日は納付のあった日以降になるよう留意する必要がある。

<不要財産納付の議案と定款変更の議案を同時に提出する場合に想定される議決・認可の流れ>
(法＝地方独立行政法人法、令＝地方独立行政法人法施行令)

《法人》 令第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項

・ 不要財産の内容、不要となつた理由等を記載した申請書を設立団体の長に提出



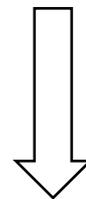
《設立団体》

法第 4 2 条の 2 第 5 項

・ 評価委員会の意見の聴取

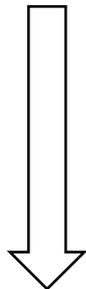
《設立団体》

・ 定款変更に係る準備



《設立団体の議会》

法第 4 2 条の 2 第 5 項 ・ 不要財産納付の議決	法第 8 条第 2 項 ・ 定款変更の議決
----------------------------------	--------------------------



《設立団体》

法第 8 条第 2 項

・ 定款変更の認可申請



《設立団体》

法第 4 2 条の 2 第 1 項又は第 2 項

・ 不要財産納付の認可

《総務省 (※) 又は都道府県》

法第 8 条第 2 項

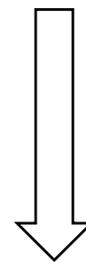
・ 定款変更の認可



《法人》

法第 4 2 条の 2 第 4 項

この間に不要財産を納付



===== 定款変更の施行 =====

(※) 公立大学法人においては総務省及び文科省

<実際に両議案を同時に提出した都道府県の事例>

【事例①】都道府県A（定款変更の施行日に不要財産納付が行われた例）

- 1月中旬 不要財産納付の議決・定款変更の議決
- 1月下旬 総務省への定款変更の認可申請
- 2月中旬 総務省認可
- 4月上旬 不要財産納付・定款変更施行

【事例②】都道府県B（定款変更の施行日より前に不要財産納付が行われた例）

- 12月上旬 不要財産納付の議決・定款変更の議決
- 12月下旬 不要財産納付
総務省への定款変更の認可申請
- 3月下旬 総務省認可・定款変更施行